総社市自殺対策連絡協議会条例をここに公布する。

平成３０年３月２２日

総社市長　片　岡　聡　一

総社市条例第７号

総社市自殺対策連絡協議会条例

（設置）

第１条　自殺対策基本法（平成１８年法律第８５号）の規定に基づき，自殺防止に関する施策（以下「自殺対策」という。）の企画調整を行うとともに，自殺対策の総合的かつ効果的な推進を図るため，総社市自殺対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　協議会は，市長の諮問に応じて，次に掲げる事項について調査審議する。

（１）自殺対策計画の策定又は変更に関すること。

（２）前号に掲げるもののほか自殺対策の推進に関すること。

（組織）

第３条　協議会は，委員１５人以内で組織する。

２　委員は，次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）関係機関又は関係団体が推薦する者

（２）その他市長が適当と認める者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は，２年とし，再任を妨げない。ただし，前条第２項第１号の委員は，任期中であってもその本来の職を離れたときは，委員の職を失うものとする。

２　補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長及び副会長各１人を置く。

２　会長及び副会長は，委員のうちから互選する。

３　会長は，会議を代表し，会務を総理する。

４　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるときは，その職務を代理する。

（庶務）

第６条　協議会の庶務は，保健福祉部において行う。

（その他）

第７条　この条例の施行について必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，平成３０年４月１日から施行する。

（総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成１７年総社市条例第３５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改　正　後

別表第１（第２条，第３条関係）

区分／職名	報酬 日額	報酬 月額	報酬 年額
略			
医療費適正化推進委員会委員	5,900		
自殺対策連絡協議会委員	5,900		
略			

改　正　前

別表第１（第２条，第３条関係）

区分／職名	報酬 日額	報酬 月額	報酬 年額
略			
医療費適正化推進委員会委員	5,900		
略			